

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 猪又建設株式会社(法人番号3110001021535)
業者の住所 : 新潟県糸魚川市大町1-6-6
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年6月18日 から 令和3年8月17日 まで (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事実概要 : 有資格業者である上記法人の営業部長らは、新潟県糸魚川市が発注した新駅公衆トイレ整備工事の入札に関し、同市職員が漏洩した工事価格の情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月19日、公契約関係競売入札妨害の疑いで新潟県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内